

第6回地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会  
会 議 次 第

日時 平成23年2月9日(水)  
午後3時00分から  
場所 東金市役所3階  
第1委員会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- (1) 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの業務実績の  
評価方法(案)について

4. その他

- (1) 地域医療センターの基本設計の概要について

5. 閉 会

## 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの業務実績の評価方法（案）

平成 年 月 日

地方独立行政法人

東金九十九里地域医療センター評価委員会

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価の方法について、次のとおり定める。

## 1 評価の基本方針

業務の実績に関する評価は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第28条の規定による「各事業年度に係る業務の実績に関する評価」及び同法第30条の規定による「中期目標に係る業務の実績に関する評価」とし、業務の実績の全体について総合的な評価を行うものとする。

## (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

中期目標及び中期計画に基づき作成された年度計画を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について、総合的に評価するものとする。

## (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標及び中期計画を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について、総合的に評価するものとする。

## 2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、法第25条第2項第2号から第5号までに係る事項について行う「項目別評価」と業務実績の全体について行う「全体評価」を併せて行うものとする。

## (1) 項目別評価

項目別評価は、各項目ごとに数値その他による客観的な事実の確認に基づき、次の5段階による評価を行うものとする。

- 5 … 年度計画を大きく上回って実施している
- 4 … 年度計画をやや上回って実施している
- 3 … 年度計画を予定どおりに実施している
- 2 … 年度計画を十分には実施できていない
- 1 … 年度計画を大幅に下回っている

## (2) 全体評価

全体評価は、「(1)項目別評価」の結果を踏まえ、次の5段階による評価及び記述式による評価を行うものとする。

- S … 計画を大幅に達成し、又は計画よりも大幅に進捗していると認められる
- A … 計画をやや超えて達成し、又は計画よりもやや進んでいると認められる
- B … 概ね計画どおりに進んでいると認められる
- C … 計画をやや下回り、又は計画よりもやや遅れていると認められる
- D … 計画をかなり下回り、若しくは計画よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる

## (3) 評価等の手順

評価等の手順は、次に定めるところにより行うものとする。

- ① 法人は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの業務運営等に関する規則(東金市規則第22号。以下「東金市規則」という。)第6条の規定による報告書(以下「年度業務実績報告書」という。)を作成し、当該規則の定める期限までに評価委員会に提出する。この場合において、法人は、年度業務実績報告書について項目別評価に準じた自己評価を行うとともに、委員会が行う評価のための調査・分析に係る資料を併せて提出するものとする。
- ② 委員会は、年度業務実績報告書の提出があったときは、法人の自己評価及び提出された調査・分析に係る資料に基づき評価を行うものとし、必要に応じ、法人の理事、職員等に対する聞き取りを行い、又は、新たな資料の提出を求めるものとする。
- ③ 委員会は、評価結果の決定にあたり、あらかじめ法人に意見申し出の機会を付与するものとする。
- ④ 委員会は、評価結果を決定したときは、法第28条第3項の規定による法人への通知を行うものとし、特に業務運営の改善その他について勧告すべき事項があるときは、当該勧告も併せて行うものとする。
- ⑤ 委員会は、評価結果を法人に通知したときは、法第28条第4項の規定により当該結果を設立団体の長に報告するとともに、これを公表する。

## 3 中期目標に係る業務の実績に関する評価の方法

中期目標に係る業務の実績に関する評価は、法第25条第2項第2号から第5号までに係る事項について行う「項目別評価」と業務実績の全体について行う「全体評価」を併せて行うものとする。

### (1) 項目別評価

項目別評価は、各項目ごとに数値その他による客観的な事実の確認に基づき、

中期目標期間における実績について、次の5段階による評価を行うものとする。

- 5 … 中期目標を大きく上回って実施している
- 4 … 中期目標をやや上回って実施している
- 3 … 中期目標を予定どおりに実施している
- 2 … 中期目標を十分には実施できていない
- 1 … 中期目標を大幅に下回っている

(2) 全体評価

全体評価は、「(1)項目別評価」の結果を踏まえ、次の5段階による評価及び記述式による評価を行うものとする。

- S … 中期目標を大幅に達成し、又は中期目標よりも大幅に進捗していると認められる
- A … 中期目標をやや超えて達成し、又は中期目標よりもやや進んでいると認められる
- B … 概ね中期目標を達成していると認められる
- C … 中期目標をやや下回り、又は中期目標よりもやや遅れていると認められる
- D … 中期目標をかなり下回り、若しくは中期目標よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる

(3) 評価等の手順

評価等の手順は、次に定めるところにより行うものとする。

- ① 法人は、東金市規則第8条の規定による中期目標に係る業務実績報告書を作成し、当該規則の定める期限までに評価委員会に提出する。この場合において、法人は、当該業務実績報告書について項目別評価に準じた自己評価を行うとともに、委員会が行う評価のための調査・分析に係る資料を併せて提出するものとする。
- ② 委員会は、中期目標に係る業務実績報告書の提出があったときは、法人の自己評価及び提出された調査・分析に係る資料に基づき評価を行うものとし、必要に応じ、法人の理事、職員等に対する聞き取りを行い、又は、新たな資料の提出を求めるものとする。
- ③ 委員会は、評価結果の決定にあたり、あらかじめ法人に意見申し出の機会を付与するものとする。
- ④ 委員会は、評価結果を決定したときは、法第30条第3項で準用する法28条第3項の規定による法人への通知を行うものとし、特に業務運営の改善その他について勧告すべき事項があるときは、当該勧告も併せて行うものとする。
- ⑤ 委員会は、評価結果を法人に通知したときは、法第30条第3項で準用する

法第28条第4項の規定により当該結果を設立団体の長に報告するとともに、これを公表する。

#### 4 その他

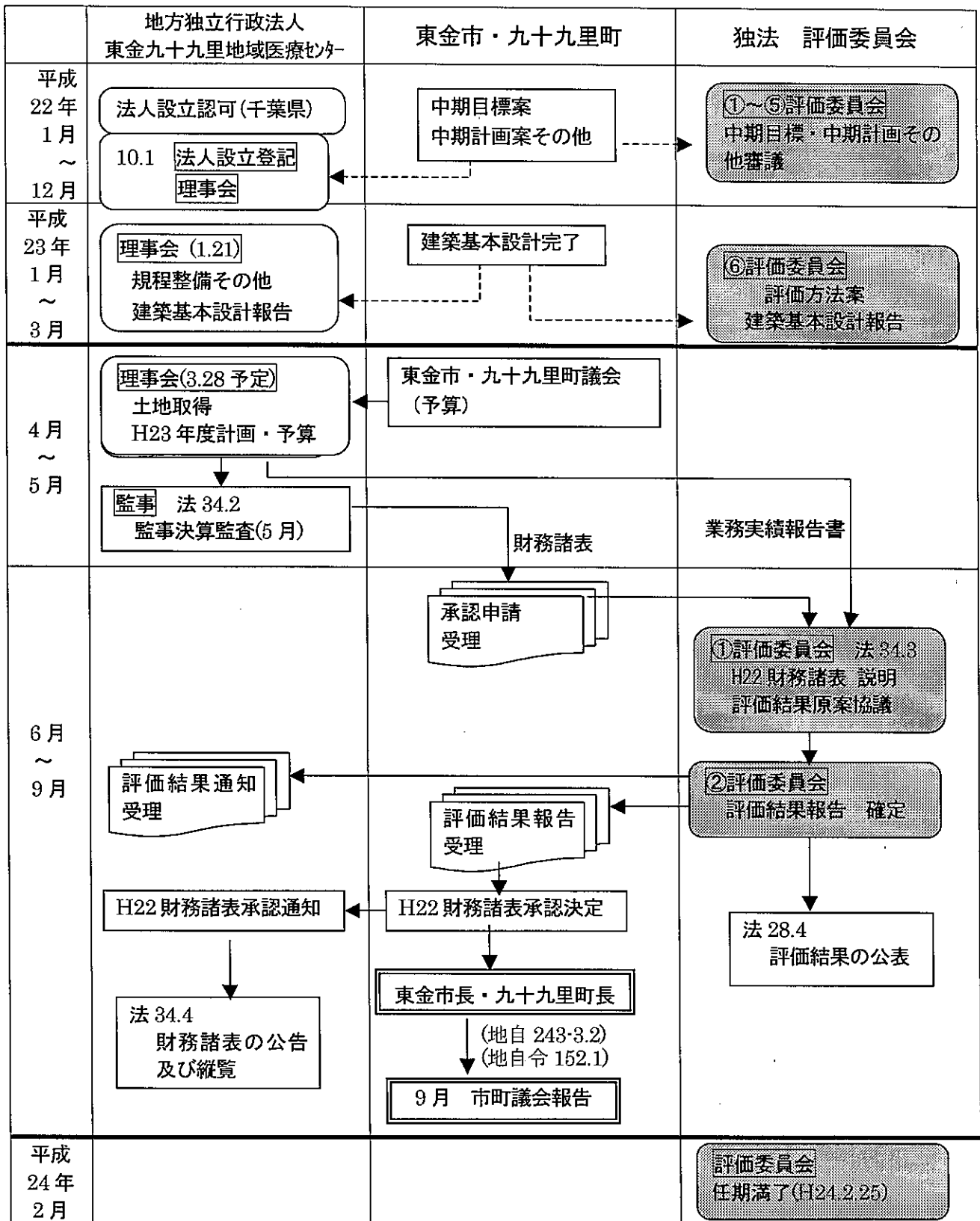
##### (1) 中期目標に係る暫定評価等の実施

設立団体の長は、次期中期目標等の検討のため必要があると認めたときは、中期目標期間が満了する前に、「3 中期目標に係る業務の実績に関する評価の方法」の例により、評価委員会及び法人に対し、中期目標に係る暫定評価を行わせることができるものとする。

##### (2) 評価の方法の見直し等

評価委員会は、業務の実績に関する評価の方法について見直しする必要があると認めたときは、評価委員会において協議しこれを改正するものとする。

これまでの経過と今後の予定 (評価委員会関連)



地方独立行政法人法に基づく業務の実績評価等の手続きフロー図

